

国海査第 458 号の 2
平成 26 年 3 月 27 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 模田 實 殿

国土交通省 海事局長
森 重 俊 也



型式承認試験基準の制定及び廃止について

標記について、船舶等型式承認規則第 6 条第 1 項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり廃止及び制定しましたので、ご連絡いたします。

なお、施行日前に製造者が本通達による型式承認試験基準において適合性の確認を受けることを希望される場合にあっては、平成 24 年 11 月 29 日付け国海査第 327 号に基づく型式相当承認を運用することを申し添えます。

記

平成 14 年 8 月 9 日付け 国海査第 175 号別紙 2 に規定される「船速距離計の型式承認試験基準」を平成 26 年 7 月 1 日に廃止し、別紙のとおり船速距離計の型式承認試験基準を制定し、同日から施行します。

